

令和4年(ワ)第891号 国家賠償請求事件

原告 ラトナヤケ・リヤナゲ・ポールニマ・ラトナヤケ 外2名

被告 国

## 文書提出命令申立書

2022年6月1日

名古屋地方裁判所第10民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 川口直也



原告らは、次のとおり文書提出命令を申し立てる。

なお、略称は訴状末尾添付略語表のとおり。

### 1 文書の表示

名古屋地方裁判所令和3年(モ)第340号証拠保全申立事件の令和3年10月1日付け検証調書(別紙2)「本件映像(録画データ)保存状況一覧表」(同調書8頁)に記載されている、「R02-163」～「R02-201」のDVD-R39枚(以下「本件文書」という。)

### 2 文書の趣旨

本件文書は、いずれも名古屋入管に收容されたウイシュマさん及び名古屋入管職員らの動静を音声とともに記録した映像である。

### 3 文書の所持者

被告

### 4 証明すべき事実

2020年2月22日から同年3月6日にかけて、ウイシュマさんが、健康状態を悪化させ、速やかに外部の専門医療機関における適切な診療・治療を受けなければ、死に至る危険があることが一見して明らかなる状態にあったこと。

2020年2月22日から同年3月6日にかけて、ウィシュマさんが、入管職員らに対して繰り返し外部の医師による診療や点滴を求め、入管職員らにもウィシュマさんの状態から外部の医師による診療や点滴の必要性は一見して明らかな状態にあったにもかかわらず、入管職員らがウィシュマさんの要請を取り合わず、黙殺していたこと。

#### 5 文書提出義務の原因

被告は、民事訴訟法220条2号ないし4号に基づき、本件文書の提出義務を負う。  
なお、同条4号の除外事由にも該当しない。

#### 6 取調べの必要性

上記証明すべき事実を立証するために静止画ではなく動画を取調べる必要があることは明らかである。

以上